

前文

私たちのまち「こだいら」は、武蔵野台地のほぼ中央にあり、江戸時代に玉川上水の開通と新田開発によって開け、用水の水と田園の緑あふれるまちになりました。今も玉川上水と野火止用水に囲まれ、武蔵野の自然に恵まれた住宅都市であり、多くの大学を有する学園都市でもあります。

私たちは、先人が拓き長年培ってきたこのまちの水と緑豊かな環境や文化を守り、持続可能なまちをつくり、次世代へ手渡したいと願います。

私たちは、互いの人権を尊重し、違いを認め合い、いのちを大切にす
る心を育み、平和の実現に尽くします。

私たちは、暮らしと仕事と学び、そして文化の調和のとれた豊かな地域社会を築き、住むことが誇りに思えるまち「こだいら」をめざします。

そのために私たちは、市政を市議会および市長に信託するとともに、参加や協働を通じて、市民自治のまちづくりをすすめます。

今ここに私たちは、自治の基本的な理念とすすめ方を明らかにする規範として、この自治基本条例を定めます。

【前文の説明】

<前文とは>

小平市自治基本条例は、小平市の自治における基本的な制度や責務・権利などを定め、市の規範に位置づけられるものです。前文は、自治基本条例の趣旨を明確にするために設けるもので、各条文を解釈する際のよりどころとなるものです。前文では、小平の歴史・風土、めざすまちと自治の姿、自治基本条例の位置づけについて規定しています。

<前文の段落別の説明>

(第1段落) 小平の歴史・風土となりたち

●私たちのまち「こだいら」は、武蔵野台地のほぼ中央にあり、江戸時代に玉川上水の開通と新田開発によって開け、用水の水と田園の緑あふれるまちになりました。」

▼先史時代の遺構、鈴木遺跡そして鎌倉道を残す小平は、水の乏しい原野であった武蔵野台地のほぼ中央に位置します。

江戸時代初期(350余年前)には玉川上水が開削され、その上水から取水した用水路網による新田集落として小平は誕生しました。そして東西に走る青梅街道、五日市街道に沿う、ケヤキ並木や屋敷林など武蔵野の面影を残す自然環境と用水の水とが織り成す田園風土と文化を形成し、豊かな自然と共生した歴史と文化のまちになりました。

●「今も玉川上水と野火止用水に囲まれ、武蔵野の自然に恵まれた住宅都市であり、多くの大学を有する学園都市でもあります。」

▼今日でも、江戸の文化と命の水を運んだ玉川上水と緑道の緑の景観(1999年玉川上水歴史環境保全地域、2005年国の史跡に指定)は、都民及び市民の憩いの空間として親しまれています。

小平市内50kmに及ぶ用水には多摩川の本流の水が流れ、水辺空間を現出し、市域を囲む21キロの緑豊かなグリーンロードに囲まれた「農風景」の息づく住宅都市になっています。

昭和37年の市制施行後、高度成長期には多くの人々が転入し、小平市は、学校施設の整備を始めとして、道路、上下水道などのインフラづくりをすすめ、先駆的な福祉行政への取り組みや、市民のつながりを大切にする拠点として図書館、公民館、地域センターを配置するなどに取り組んできました。

近年における少子高齢化の急速な進展や生活環境の変化と市民のニーズの多様化の中で、都市整備と教育、福祉の充実に取り組み、水と緑豊かな、安心安全を誇れる、教育と福祉の充実した住宅都市として、7大学を有する豊かな文化と先進性を持つ学園都市として、今日の発展に至りました。

(第2段落) めざすまちと自治の姿

●「私たちは、先人が拓き長年培ってきたこのまちの水と緑豊かな環境や文化を守り、持続可能なまちをつくり、次世代へ手渡したいと願います。」

▼「持続可能なまち」とは、環境・景観面、財政・経済面、生活面等、すべてのまちの側面で、一時的な「発展」ではなく、何世代にもわたって維持・向上していくことができるまちを意味しています。持続可能なまちにするためには、小平市内で持続可能な循環型のしくみをつくることだけでなく、他の都市との関係や地球規模の環境・平和が不可欠です。

地球温暖化に代表される環境問題群解決への取り組みにも参加しながら、今ある武蔵野の自然環境と共生した水と緑の景観の保全に務め、環境の負荷の少ない循環型の持続可能なまちを

つくり、調和のとれた健康で豊かな文化的な生活とそのしくみを次世代に引き継ぐことこそ私たちの責務です。

●「私たちは、互いの人権を尊重し、違いを認め合い、いのちを大切にすることを育み、平和の実現に尽くします。」

▼こだいらにかかわる全ての人々の人権を互いに尊重し、年齢、性別、国籍、心身の状況、社会的状況等の違いに配慮するとともに、文化・価値観等、人々のそれぞれの多様性を尊重し認め合い、連帯する社会にしたいこと。ひとつひとつのいのちと、地球全体の生態系の両面を大切にしていきたいこと。そして、いのちを大切にすることを育む人間教育に努め、平和な社会の実現を目指したいことを述べています。

●「私たちは、暮らしと学びと仕事、そして文化の調和のとれた豊かな地域社会を築き、住むことが誇りに思えるまち「こだいら」をめざします。」

▼私たち一人ひとりが、お互いを理解し、人を思いやり、この地を愛する気持ちを共有したいと思えます。私たちは、自らがその主役となって、暮らしと仕事と学び、そして文化が調和し、日々の生活のなかに安心と幸せを実感できるような地域づくりを行いこだいらを住んでよかった、これからも住み続けたいと思えるような誇りをもてるまちにしていくことを述べています。

●「そのために私たちは、市政を市議会および市長に信託するとともに、参加や協働を通じて、市民自治のまちづくりをすすめます。」

▼めざす自治の姿を述べています。「市民自治」とは、市民の自治（市民主権）、市民による自治（市民が主体となって行う自治）、市民のための自治（市民の役に立つ自治）、の3つのことを意味しています。その市民自治を、市議会と市長に市政を信託するという、代表制・代議制の間接民主主義と、市民の市政への参加や協働といったまちづくりへの直接の係わり合いを両輪として、進めることをめざす自治のありかたとして述べています。私たち自身も、「参加」と「協働」を通じて、市民自治のまちづくりをめざして、たゆまぬ努力を続けることを決意するものです。

（第3段落）基本条例の位置づけ

●「今ここに私たちは、自治の基本的な理念とすすめ方を明らかにする規範として、この自治基本条例を定めます。」

▼自治基本条例は、小平市の自治のあり方（理念）とすすめ方（あり方を実現するための役割・責務や手順）を規定した条例です。市民と市が協働して、ここに小平市の自治の基本となる条例を定めることを宣言しています。